

電気機能材料工業会 原案作成のJIS 及び その対応国際規格

平成23年(2011年)8月23日現在

JIS					対応国際規格
規格番号	規格名称	制定	改正	確認	IEC規格番号
C 2103	電気絶縁用ワニス試験方法	1950/9/28	2006/2/20	2010/10/1	60464-2 (MOD)
C 2105	電気絶縁用無溶剤液状レジン試験方法	1979/9/1	2006/8/20	1997/6/20	60455-2: (MOD)
C 2107	電気絶縁用粘着テープ試験方法	1962/11/1	1999/7/20	2005/6/20	60454-2: (MOD)
C 2116	電気絶縁用マイカ製品試験方法	1951/6/26	2011/7/20	-	60371-2 (MOD)
C 2120	電気絶縁用ワニスクロス類試験方法	1951/12/27	1999/7/20	2005/6/20	60394-2(MOD)
C 2133	電気絶縁用チューブの試験方法	1992/8/1	1999/7/20	2005/6/20	60684-2(IDT)
C 2150	電気用プラスチックフィルム通則	2003/5/20	-	2008/10/1	60674-1 (IDT)
C 2151	気用プラスチックフィルム試験方法	1990/8/1	2006/8/20	-	60674-2(MOD)
C 2161	電気絶縁用粉体塗料試験方法	1997/11/20	2010/3/23	-	60455-2-2(MOD)
C 2220	電気絶縁用集成マイカ	1967/4/1	2008/2/20	-	60371-3-2 (IDT)
C 2250	電気絶縁用マイカ製品通則	1969/6/1	2008/2/20	-	60371-1(IDT)
C 2254 *	電熱用マイカ板	1969/6/1	2011/7/20	-	60371-3-3(MOD)
C 2255 *	フレキシブルマイカ	1969/6/1	1992/3/1	2008/10/1	廃止
C 2262	電気絶縁用ガラスクロス補強ドライ集成マイカ	1992/3/1	2007/8/20	-	60371-3-5(MOD)
C 2263	電気絶縁用ガラスクロス補強エポキシプリプレグ集成マイカ	1992/3/1	2007/8/20	-	60371-3-6(MOD)
C 2264	電気絶縁用ポリエステルフィルム補強エポキシプリプレグ集成マイカ	2007/8/20	-	-	60371-3-4 (MOD)
C 2265	電気絶縁用プラスチックフィルム・不織布補強ドライ集成マイカ	2007/8/20	-	-	-
C 2305-1	電気用プレスボード及びプレスペーパー—第1部:定義及び一般要求事項	2010/6/21	-	-	60641-1(MOD)
C 2305-2	電気用プレスボード及びプレスペーパー—第2部:試験方法	2010/6/21	-	-	60641-2(MOD)
C 2315-1	電気用バルカナイズドファイバー—第1部:定義及び一般要求事項	2010/6/21	-	-	60667-1(MOD)
C 2315-2	電気用バルカナイズドファイバー—第2部:試験方法	2010/6/21	-	-	60667-2(MOD)
C 2315-3	電気用バルカナイズドファイバー—第3-1部:個別製品規格—平板	2010/6/21	-	-	60667-3-1(MOD)
C 2317	電気用ポリエステルフィルム加工紙	1961/7/1	1999/7/20	2005/6/20	60626-3(MOD)
C 2318	電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム	1966/6/1	2007/4/20	-	60674-3-2 (MOD)
C 2330	コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	1978/7/1	2010/3/23	-	60674-3-1(MOD)
C 2336 *	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	1954/5/22	1999/7/20	2010/10/1	60454-3-1(MOD)
C 2338	電気絶縁用ポリエステル粘着テープ	1964/12/1	1999/7/20	2010/10/1	60454-3-2(MOD) 60454-3-3: (MOD)
C 2351 *	エナメル線用ワニス	1966/12/1	2006/3/25	2010/10/1	-

(注)IDT:identical(一致) 以下の場合、地域又は国家規格は国際規格と一致している。

- a) 地域又は国家規格が、技術内容、構成及び文言において一致している。又は、
- b) 地域又は国家規格が、ISO/IEC GUIDE 21-1:2005の4.2節に規定した最小限の編集上の変更はあるが、技術内容に於いて一致している。「逆も同様の原理」が当てはまる。

MOD:modified (修正)

許容される技術的差異がはっきりと明示され、かつ、説明されている場合、地域又は国家規格は国際規格から修正されている。

この場合、地域又は国家規格は国際規格の構成を反映し、「その構成の変更は両規格の内容が容易に比較出来る限り許容される。

修正規格は一致対応の場合に許容される変更も含む。「逆も同様の原理」が当てはまらない。

番号に[*]を付したものは、JIS指定商品を表す。